

# 高知県立歴史民俗資料館及び高知県立坂本龍馬記念館 第5期指定管理者審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課が所管する高知県立歴史民俗資料館及び高知県立坂本龍馬記念館（以下「高知県立文化施設」という。）の第5期（令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間）の指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、高知県立歴史民俗資料館及び高知県立坂本龍馬記念館第5期指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、学識経験者その他文化生活スポーツ部長が適当と認める者のうちから文化生活スポーツ部長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員は7名以内とし、委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって決定する。
- 4 委員長は、委員会を総理する。

## (会議)

第3条 委員会は文化生活スポーツ部長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (業務)

第4条 委員会は、高知県が高知県立文化施設の第5期指定管理者の候補者を選定するに当たって、選定しようとする法人その他の団体が提出する事業計画書等の審査にかかる業務を行う。

## (報告)

第5条 委員長は、前条の業務の結果を知事に報告するものとする。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化生活スポーツ部歴史文化財課において処理する。

## (任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年9月11日から施行する。